令和４年１月２５日

　酒類を提供する飲食店事業者の皆様

国富町企画政策課長

**まん延防止等重点措置区域の指定に伴う営業時間短縮等の要請への協力について**

**（お願い）**

　このたび、宮崎県よりまん延防止等重点措置区域の指定を受け、下記のとおり飲食店等に営業時間短縮等の要請がなされました。

　つきましては、趣旨をご理解いただき要請への協力をお願い申し上げます。

記

１　目的

　　まん延防止等重点措置区域の指定に伴い、飲食店等に対する営業時間短縮等の要請を行うことにより、感染拡大防止対策の徹底を図るものである。

２　要請の概要

1. 指定地域の追加

**国富町**（指定地域（指定済を含む）：県内全市町村）

1. 対象店舗

　　　食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等

（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く。）

　　　※ひなた飲食店認証店も非認証店も同じ取扱いとする。

1. 要請内容

午後８時から翌日午前５時までの間の営業を行わない。また、酒類の提供は終日停止。

1. 要請期間

１月２５日（火）から２月１３日（日）まで（２０日間）

　　　※１月２５日（火）午後８時から２月１４日（月）午前５時まで

1. 張り紙の掲示

　　　別紙の張り紙（営業時間短縮・臨時休業のどちらか）を店舗入口の目につく場所に掲示してください。

３　協力金について

1. 支給対象期間

１月２８日（金）午後８時から２月１４日（月）午前５時まで協力した場合に支給

　　※ただし、１月２５日、２６日、２７日から継続して協力した場合は、その分を加算。

1. 協力金額

中小企業（小規模事業者、個人を含む。）

売上規模に応じて　１日：３万円～１０万円×（１７日～２０日）を店舗単位で支給

1. 交付申請手続きについて

後日、対象事業者に申請書等を郵送予定（町ホームページにも掲載予定）

お問い合わせ：企画政策課企業商工係　☏７５－３１２６